

# 身体障がい者等に対する自動車税（種別割・環境性能割）の減免制度の拡充について

## 1 拡充内容

家族運転の場合の使用目的の拡充及び自動車の名義要件の一部見直しを行います。なお、本人運転の場合については、現行どおりです。

### ①使用目的の拡充

減免の要件となる使用目的について、現行の「通院・通学・通所もしくは生業」に限らず、「障がい者の方が社会生活を営むための全ての使用（社会参加活動）」を対象とします。

また、社会参加活動に係る証明書の発行は困難であるため、証明書による確認を廃止し減免申請者の申出により確認します。

### ②自動車の名義要件の一部見直し

18歳未満の身体障がい者の場合には、同居の家族名義の自動車についても減免対象としており、現行制度では年齢が18歳以上になった時に、自動車の名義を身体障がい者本人に変更のうえ減免を継続する必要がありますが、自動車の使用状況に変更がない場合は、同居の家族名義のままでも減免を継続するよう一部見直しを行います。

## 2 新制度の適用開始時期

令和3年4月から

### 家族運転の使用目的の拡充について（イメージ図）

#### 現行制度

##### 【本人運転】

- ・障害者手帳等（本人）
- ・運転免許証（本人）
- ・自動車の所有（本人）

- ↓
- ・使用目的、回数要件なし
  - ・専ら障がい者のために使用する蓋然性が高く証明書不要

##### 【家族運転】

- ・障害者手帳等（本人）
- ・運転免許証（家族）
- ・自動車の所有（原則本人）

- ↓
- ・通院、通学、通所、生業のための使用を対象
  - ・月4回以上、継続的（概ね6か月以上）に使用
  - ・専ら障がい者のために使用することを確認するため証明書（今後6か月以上の使用見込）が必要

#### 拡充後

##### 【本人運転】

変更なし

##### 【家族運転】

- ・障害者手帳等（本人）
- ・運転免許証（家族）
- ・自動車の所有（原則本人）

- ↓
- ・障がい者が社会生活を営むための全ての使用（社会参加活動）を対象
  - ・月4回以上、継続的（概ね6か月以上）に使用（変更なし）
  - ・減免申請者の申出により確認